

第6回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年6月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和5年6月5日（月） 午後2時00分
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和5年6月5日（月） 午後3時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	19番 馬場 保		

(2)欠席者（1名）

18番 林田 剛

- 5 議事に参与した者
- | | |
|-----|-------|
| 参事補 | 酒井 伸也 |
| 主事 | 増富 浩彦 |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第30号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 報告第6号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について

8 その他

午後2時00分開会

○事務局（増富 浩彦君） 皆さん、こんにちは。今日はちょっと局長と次長が議会のほうの用事がありまして欠席です。

あと、林田職代におかれましても、ちょっと遅れてくるという連絡やったんですけど、来れんごとなつたという今ちょっと電話で言われましたので、総会をちょっと始めたいと思いますけども、その前に、議案の取下げが2件ありましたので削除をお願いします。

議案書5ページ、申請番号22番と議案書38ページ、整理番号46番を削除をお願いします。理由につきましては、申請番号22番については、譲渡人が申請中に亡くなった関係上、手続に関しては相続でとなることからです。また、整理番号46番については、書類上に不備が見つかったためです。

以上です。

議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。

会長、開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） それでは、皆さん、改めましてこんにちは。いろいろ田植えの準備等々で忙しい中にご参集頂きまして、ありがとうございます。

なお、報告なんですけど、この間、30日、31日に全国農業会議の会長大会ちゅうのがありまして、東京に行ってきたところでございます。また、そのときに、衆議院会館のほうで3名の方とちょっと意見交換をしてきました。

あと、今度の研修の件で、今日会議の後に最終的な説明をしてもらうようになっておりますので、そちらのほうもよろしくをお願いします。

それでは、着座にて総会のほうを始めさせていただきます。

ただいまから、令和5年第6回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、13番、坂本博委員、14番、東康敬委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、報告第6号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第27号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号13番から21番まで9件の申請がっております。詳しくは、別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長よりお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号13番から15番です。

申請番号13番から15番は、全て耕作利便のため譲り受ける案件です。

申請番号13番から15番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号13番から15番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） それでは、ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号16番から21番です。

16番は、規模拡大のため譲り受ける案件、17番から21番までは耕作利便のため譲り受ける案件です。

申請番号16番から21番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号16番から21番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この16番ですけど、1町余り持っって耕作できないためと書いてあるんですけど、これは農業はされてないんですか。

○議長（馬場 保君） 調査会長、内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

この田中勲さんという、ここは大体基盤整備に予定されているところで、譲渡人は基盤整備には入れんということで、とにかく誰かに譲らんことには。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、耕作できないためというんで、それやけ、相手方とか何とか書いてあればよかったけど、できないためと、1町まで持つって百姓しよらっさんのかなと思って。

○委員（2番 内田 弘幸君） そういう絡みもあって、売買になったみたいです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかに16番から21番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第27号、申請番号13番から21番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第28号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第28号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号1番から2番まで2件の申請がっております。詳しくは、別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号1番です。

申請番号1番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中に存在する農地で、第1種の農地と判断しました。本来なら許可できない案件となりますが、本申請地には昭和57年より農業用倉庫、平成14年8月より住居として利用し、現在に至っております。人為的に20年以上経過した無断転用追認案件であり、許可に関しても1種農地の例外規定である集落接続で許可できるものと判断しました。

農振除外についても、令和5年5月9日に除外済みです。

申請番号1番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。
森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この5月に農振除外が取れたということは、農振のほうで会議があったということですね。それは私たち知りませんが。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明できますか。

○事務局（増富 浩彦君） 恐らく、除外申請案件が委員会あっていると思います。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、それは、そやけんなかけん聞きよとです。5月と聞いています。

○委員（8番 中川 實美君） 私が小委員会のほうに入っているので、5月9日に現地調査をして、それで全会一致です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、そういうばってん、小委員会だけで、この本所の会議はいまだにあっていません。

○委員（14番 東 康敬君） これは、追認はされても構わんとかね。小委員会だけ構わんとですかね。

○委員（8番 中川 實美君） 小委員会だけで。

○委員（15番 森崎 茂徳君） よかって。

○委員（8番 中川 實美君） しょったけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 違う、普通は本所でするじゃないか。6月。5月というところが中途半端な月やけん。そやけん確認ばしよと。（発言する者あり）小委員会はあっても、本所で2月と6月しかなかったあと10月しか。そやけん、5月と聞いたもんやけ、あらっと思ったの。6月の末にしかなかとです。（発言する者あり）そりゃ小委員会の話やろ。小委員会が終わってから本所であるとき。

○委員（8番 中川 實美君） それは会長だけしか呼ばんじゃろ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 代表の委員だけ呼ばれる。それがまだあつとらん。（発言する者あり）

○事務局（増富 浩彦君） よかです。4月にもあつとるはず。4月に多分あつとるけんが。

○委員（9番 徳永 玉義君） 小委員会で許可が下りたかどうかの問題でしょう。

○事務局（増富 浩彦君） いや、小委員会では出ません。森崎委員が言わすごと、除外については本所の会議で除外は認めるか認めんか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そやけん、5月と聞いたもんやけん、どがんかなと思って。

○事務局（増富 浩彦君） いや、許可は下りつつとです。多分、4月であつとらせんか。

- 委員（15番 森崎 茂徳君） 2月しかあつとらんけ、今度は6月じゃなかった。
- 事務局（増富 浩彦君） この次の西部のほうは覚えとらすですか。一緒に許可が出とるけん。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 5月に。
- 事務局（増富 浩彦君） はい。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） それは2月のとよ、これは。
- 事務局（増富 浩彦君） そやけ、2月に一緒にしとるかもしれんです。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 2月のときに、今言ったら5月に。
- 事務局（増富 浩彦君） 許可が5月9日です。紙の許可が。（発言する者あり）
- 委員（15番 森崎 茂徳君） そりゃ、南串山んとは2月やった、確かに。
- 事務局（増富 浩彦君） 多分一緒に。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） そしたら分かる。5月と徳永さんが言わしたけん、あらっと思った。
- 事務局（増富 浩彦君） その本所であった会議で許可相当とするでしょう。あと、公告も出すけん。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） その5月という。
- 事務局（増富 浩彦君） それで、紙で許可がもらうとは相当遅れます、県から。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） そういう意味ですね、分かりました。（発言する者あり）
- 議長（馬場 保君） それでは、この件に関してはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（馬場 保君） 続きまして、西部調査会長、お願いします。
- 委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号2番です。

2番については、申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断しました。

本来なら許可できない案件になりますが、本申請地は、昭和45年より農業用倉庫、平成9年8月より住居として利用し、現在に至っております。人為的に20年以上経過した無断転用の追認申請であります。転用許可に関しても1種農地例外規定である集落接続で許可ができる案件と考えられます。

農振除外については、令和5年5月9日に除外済みです。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

- 議長（馬場 保君） ありがとうございます。
- それでは、申請番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

- 委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

先ほどから20年以上経過しているので許可相当というあれですけど、これ20年に達しちよらん

ときはどげんなるとですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（増富 浩彦君） 元に戻すことになるかとは思いますが、そのときの総会の判断とか、地元農業委員さんの判断で、基本的には元に戻させるとが通常じゃないかと思えます。

○委員（2番 内田 弘幸君） そうしたら、20年以内やったら元に戻さんばいかんということなら、もう農業委員会としては20年以上たってからじゃなかげら言いにくか。ちょっともう少し違う、違う事務局の答弁はなかとですか。

○事務局（増富 浩彦君） 違う回答の仕方というとは、これが基本になるものですから。例えば18年目に見つかった、19年目に見つかったとなったときに、そのときに地元の委員さんたちがどう判断されるか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） あと2年待ってと。

○事務局（増富 浩彦君） そういうことにならないように、日頃のパトロールで早期に発見して農地に戻させるというのが、本来の農業委員さんたちのお仕事になってくるんじゃないかと思われま。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号2番についてもご質疑ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） それでは、ほかにご異議ないようですので、議案第28号、申請番号1番から2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第29号の朗読〕

議案書12ページ、申請番号9番から14番まで6件の申請がっております。詳しくは、別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号9番と10番です。

申請番号9番、10番は、同一転用者による転用で一括して説明をいたします。

本申請地は、農振農用地であり、用途変更が令和5年5月9日に済んでおり、転用許可に関しても、農業用施設（鶏舎）で例外的に許可できるものと判断しております。

申請番号9番、10番について、現地調査並びに協議結果にちょっといろいろあったんですけども、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号9番、10番について、ご質疑がありましたらお願いします。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 今の件につきまして、現地確認をするときに、ちょっと臭いがしたもので、その前に地域の人たちから臭いがするというようなことで私もクレームをつけられとったんですけど、そういう中で、地域の人なんかに説明会なんかあったもんだらうかということで、事務局へ確認したら自治会長だけには話があったというふうには聞いておったんですけど、どのような説明があったかは分からないんですね。臭いがするというのは、これは時期的にもある、風向きにもあると思うんですけど、そのようなことを臭いに対してもやっぱりその対策をどのようにして、なるだけ臭いがしますというようなことは、その被害防除によって文書で表してあったですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（増富 浩彦君） 基本的に、農業委員会のこの転用の許可については、そこにその建物等を建てられるかどうかの判断だけでいいんです。

言われる臭気についても、被害防除計画というのがついているんですけども、基本的にこれも隣接農地の同意を、農振の軽微変更とか農振の除外のときに、周辺の農地の同意書、所有者の同意書というのはいくらも取ってあるということで、農業委員会のこの転用の許可云々というときには、その臭気まで考慮することはほとんどない。

あと、もし問題にするなら、もう民と民、臭いがするという民間の方がその建てられた会社とか個人のその鶏舎の持ち主を訴えて、民と民で裁判をしてもらおうというふうな解決方法になるんじゃないかなとは思いますが。

そうならないために、農業委員会も許可を出す上で、周辺の集落の人たちには取りあえず鶏舎を建てます、臭いも少しは出ますかもしれませんがというような説明はしていただきという指導は、今のところやっておりますけども、強制的にしてくださいというふうな言い方はしておりません。

○委員（17番 小筏 正治君） それは、確かに農業委員会としては、その農地を許可できるかできないかのことによると思うんですけど、それができてしまった後に地域の人たちから臭いがひど過ぎる、臭いと言われたら、おまえたちが許可したからというようなことは言われがちなんです。

そうした場合に、どのような対策をして、臭気がしないようにされるのか、そういうことも最小限

度のことで予定、計画はされているとは思いますが。調査会のときは、そういう周りの人から同意をもらっているとか何とかそういう話もなかったもので、いろいろと心配しておったわけですが、これは、徳永調査会長はどうなんですか。地元の人たちあたりからも同意をもらうということですが。

○委員（9番 徳永 玉義君） 臭いの問題もですけど、民家の転用のとき、隣に家を建ててほこりがするとか何とかという問題もあるんです、実際は。だから、そこは、臭いとかハエとかいろいろと問題がやっぱり出てくるわけです。皆さんどういうふうに思われるか、農業委員として。

しかし、法律上もそこらまで、もう民事裁判になるまでに行くことまで、農業委員会で責任持たせないかんもんだとかちゅうことが、こないだのその話合いのときもあったわけです。

だから、今、事務局のほうからも説明があったように、書類がやっぱり大事じゃないかなと思ってはいますけども。

○委員（17番 小筏 正治君） 近くの人たち、近くの人たちがどういうもんを。

○委員（9番 徳永 玉義君） 私も、実際、小学校の近くで、校舎の近くで、ほこりがするとか何か、よそから転用してきた人が家を建て、農業、トラクターしたらほこりが出るからどうじゃこうじゃと苦情が出て、やっぱりもう農業者がやめないかんような状況も実際今あるわけです。だから、臭いだけじゃなくして。そういうことまで農業委員会がやっぱり面倒見ないかんのかどうか。

ほかの皆さんのところもそういう問題はあります。だから、今回ちょっとこの件に対しては、臭いの問題、審議はいろいろしたわけですが。

○委員（17番 小筏 正治君） ここだけのじゃないんです。ここの道を分けて西側のほうにも大きい鶏舎があるわけなんです。倍ぐらいになつとるから。ちょっと規模が大きいので、何ら問題がなければいいなと思っております。

○事務局（増富 浩彦君） 事務局からよかでしょうか。

今、小筏委員さんのほうからあったこの今回の転用に関しましては、集落説明会あたりについては、地元自治会から要望があれば転用者のほうで説明会をする準備はありますという回答はもらっております。

農業委員会の事務局としましても、なるだけ許可を出した以上、地元の自治会さんあたりとはもめないようにということもお願いして、許可を出そうとしておりますので。

徳永調査会長が言われたそのほこりとかに関して、畑の真ん中に後から家を建てるということは、その後、消毒とかほこりとか、それは当然たつとところに覚悟して建てるといふこと。

ここ最近、そういった人たちには後から苦情を言わないようにということで指導はして、許可を出すようにはしております。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

今建っている鶏舎は開放鶏舎ですか。今度のところはウインドウレスでしょう。（発言する者あり）
前のともウインドウレスですか。

○委員（17番 小筏 正治君） 処理するところまで前に造っとるんです。

○委員（2番 内田 弘幸君） 大体、ウインドウレスになれば、1か所から排気ばするけん、結構、ウインドウレスやけ中んとば全部その1か所の排気口から出すけん、結構やっぱり臭いはひどかったです。

○委員（17番 小筏 正治君） 逆にひどかです。窓がないけん。

○委員（2番 内田 弘幸君） 窓がなくて、そこのもう1か所から出すという形やけん。ただ、ここにダストタンクはあるかな。多分そこから出して、ほこりというようなものに関しては、多分そこで止めるような構造になってないかなと思うとですけど。臭いは、確かにウインドウレスのほうは、排気が結局なるもんやけん。

私も知っとつとが福岡で大きな養鶏ばしよるところが、ウインドウレスにすることによって、ウイルスとか、ああいう野鳥が入ったりなんかいろいろせんちゅうことで、予防的な意味でウインドウレスにするわけですたいね。そうしたときに、そういう予防はよかったけど、やっぱりどうしても排気口が1か所のところから来るもんやけん、結構苦情が来とって、その対応にととうやっぱりその養鶏家も苦労されとったんですけど。

だけん、できるだけやっぱり周りの人との説明とか、いろいろなところは丁寧にされとったほうが後々地域の住民とならんけん、農業委員会はそれでよかでしょうけども、許可できる案件ということで、許可でしょうけど、説明はやっぱりされたほうがいいかなと思います。

○委員（17番 小筏 正治君） もうそれにこしたことはなかです。

○委員（2番 内田 弘幸君） 以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

いろいろご意見、お考え等々もありませんけど、小筏委員、よろしいですか。

○委員（17番 小筏 正治君） よかです。

○議長（馬場 保君） 6番、本田委員。

○委員（6番 本田 浩君） この申請書について、ちょっと事務局に聞きますが。

この申請番号、9番、10番は別々の申請ですが合計の値段は同じでいいのか。こういう一枚一枚にした場合、これでいいんでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（増富 浩彦君） 本来は、一枚もんで、第5条の規定による許可申請書というのが連名で1枚よかつたんです。ここの行政書士さんが、分けて作ってきとらしたもんですから、じゃあもう分

けて申請書預かりますということで、たまたま分けて取って、下の金額については、これは事業費なんで、合計の事業費を書いてあります。

多分、本田委員さんが言われるのは、1070番一1、898平米が幾ら土地購入費かかったとか、分けて書くべきじゃないかなというば言いやすいじゃないかなとは思いますが、この書き方で十分だと思います。

○議長（馬場 保君） 本田委員、よろしいですか。

○委員（6番 本田 浩君） はい、よかです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長、お願いします。

○事務局（増富 浩彦君） 議長、ちょっと、その落水さんの、今、内田委員さんが言われた臭いの関係なんですけど、これは、臭いというのは、今日本の全国どこでもまだ法律的にも何の縛りもないし、そこそこの考え方でいっているんじゃないかなとは思いますが。

そこで、その臭いを取るなら、今言われた、ウインドウレスやったですかね、カーテンで、基本的には1か所に臭いを集めて、高度な脱臭設備まで本来ならつけて、新しく鶏舎を建てる人は建てるというふうなことを、国のほうで決めてもらえれば、うちあたりの農業委員会も転用許可は出しやすいし、鶏ふんとかも集めて処理する施設やったら、高度な脱臭設備あたりを造るような法改正をしてくれればいいんじゃないかなとは思っておりますので、参考に頭の中に入れてもらっておけばいいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号11番から13番です。

申請番号11番は、農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の一部にある農地で、第2種農地と判断しました。

転用目的は、共同住宅用地です。

申請番号12番は、農振白地、愛野駅から500メートル以内にある農地で、第2種農地と判断しました。

転用目的は、特定条件付売買予定地の転用計画です。

13番については、愛野インターから300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しております。

申請番号11番から13番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号11番から13番について、ご質疑がありましたらお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

もう前も言ったように、この愛野町は今共同住宅というのがどんどん許可をしていくわけですかね。その中で、行政の中で、上下水道が飽和状態という形にはならないような形の中でやっぱり進めていかんといかんのじゃないかと思うわけですか。そこら辺の上下水道との話という内容の突き詰めというのはやっとなるわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（増富 浩彦君） まず、最初に、転用、個人住宅とか共同住宅をここにというたときに、先に水道課、下水道課あたりに話をして、この戸数で大丈夫かというのは確認を取ってもらうように今はしています。

ちなみに、今年中には、多分、東委員さんが心配されたとおり、愛野はもともと水が足りない状態にあるけんが、千々石のほうから500トンぐらいは持ってこれそうな状態になるやろうということは聞いております。

○委員（14番 東 康敬君） パイプか何かで引くわけ。

○事務局（増富 浩彦君） はい、パイプで引っ張ってくるらしい。

○委員（14番 東 康敬君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号14番です。

本申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の一部にある農地で、第2種農地と判断しております。

転用目的は、大型車両の通路用地として転用です。

申請番号14番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号14番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第29号、申請番号11番から14番は申請

どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第30号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書14ページを御覧ください。

〔議案第30号の朗読〕

議案書15ページ、整理番号1番から議案書42ページ、整理番号54番までです。

整理番号1番から7番までは貸借に係る案件、整理番号8番から13番までは所有権移転に係る案件、整理番号14番から41番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第30号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から7番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号8番から13番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号14番から54番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第30号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、報告第6号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案43ページを御覧ください。

〔報告第6号の朗読〕

議案書44ページを御覧ください。

令和5年4月10日に個人で非農地判断を申請された農地について、結果B分類と判定した農地について、令和5年4月18日に非農地通知を発出しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第6号について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。3時から始めたいと思います。

午後2時50分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（馬場 保君） 定刻になりましたので、引き続きとなりますけど、ただいまより農政推進に係る協議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いします。

それでは、早速本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 配付しております資料の1と2を御覧ください。

農林課より農振除外の意見聴取の依頼がっておりますので、その内容について説明いたします。

まず、整理番号、重の5-1、瑞穂町の案件です。

申請理由は、事業用駐車場用地の追認です。

平成10年4月頃から事業所内で駐車できない車の駐車場として利用しているとのこと。

農業委員会の意見としては、10ヘクタール以上の農地集団内にあり、第1種農地区分と判断しましたが、当該農地は居住する者の業務上必要な施設、駐車場で、地域集落に接続して建設されており、また非農地化の原因が人為的なもので、かつ20年以上引き続き非農地であることから、簡易手続相

当の違反案件基準に該当するため、第1種農地区分ではあるが、例外として許可追認相当と思われます。

次に、整理番号、重の5—2です。瑞穂町の案件です。

申請理由は、宅地進入路用地の追認です。

申請者の弟であり利用者の亡き父が、昭和60年9月に隣接地1087番2に住居を建設した際、境界を誤り、申請地1087番3にまたがって建て、同時期に車両出入口として1087番4を拡張し、道路を設置しています。農業委員会の意見としては、周辺の農地は10ヘクタール未満の生産性の低い農地集団内にあり、第2種農地と判断されると思います。また、非農地化の原因が人為的なもので、かつ20年以上引き続き非農地であることから、簡易手続相当の違反案件基準に該当するため、許可追認相当と思われます。

次に、整理番号、重の5—3です。ちょっと5—4と5—3が順番が入れ替わっていますが、右側の5—3ほうです。愛野町の案件です。

申請理由は、分譲建て売り住宅用地です。おおむね500メートル以内に愛野駅があり、第2種農地に判断されると思います。

次に、整理番号、重5—4、愛野町の案件です。

申請理由は、集合住宅用地です。おおむね300メートル以内に愛野総合支所があり、第3種農地に判断されると思います。

次に、整理番号、重の5—5、千々石町の案件です。

申請理由は、農業用倉庫用地です。周辺の農地は山林化しているため、10ヘクタール未満の生産性の低い農地集団内にあり、第2種農地に判断されると思います。

次に、整理番号、重の5—6、南串山町の案件です。

申請理由は、廃車置場用地です。農地間に傾斜と約4メートルの崖があり、上の農地へ続く道がなく、農地の集団から分断されるため、10ヘクタール未満の生産性の低い農地集団内にある第2種農地に判断されると思います。

以上のとおり、農林課へ回答をしたいと思いますが、ご意見等がありましたらお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

この4番は、面積はどんくらい。愛野の重の5—4。

○事務局（酒井 伸也君） 面積が1,704平方メートルです。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑等々ございませんか。

○委員（2番 内田 弘幸君） こん瑞穂のそこをちょっと説明してくれんですか。

○事務局（酒井 伸也君） 瑞穂の5—2ですね。

この図面の黒い字で、マジックで囲ってある2筆についての除外申請です。

この小っちゃいほうの上の小っちゃい三角のところは1087—4番地。上の黒で囲ってあるちょっと小っちゃい三角のところは1087—4です。もう一つ大きめに囲ってある申請地のところが1087—3。ここに境界を誤って住宅地を建てて。

○委員（2番 内田 弘幸君） ここには家建っちゃおうやろう。

○事務局（酒井 伸也君） はい。

○委員（14番 東 康敬君） この前、協議会で見に行ったっちゃけど、事情がいろいろあって、この屋敷の、もう旦那も亡くなったけど、兄弟が有明で養鶏をしょって、結局農地は買えなかったからその有明の人の名前で買うとらすわけですたいな、これを。ところが、有明が自己破産しておらずわけです。自己破産して、積極そこで見つけたときに、これはもう前もって分かっとたんじゃけど、どうも手続ができていたわけです、前から。それで、今回自己破産の中で、管財人が入ってきた中で恐らく指南があったと思っているんです。こういう形ですればということ。それで、この前、小委員会の中ではもうやむなしという形の中のあれやったわけです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） でも、名義は変わっていると。

○委員（14番 東 康敬君） 今からたいね。今度、農振が除外ばできれば、転用申請が上がってくると思うんじゃけどな。

それと、この右のほうのここは畑じゃけど、ここ山んごとです、ここも。（発言する者あり）こっちのほう。左のほうの黒でかかったところが屋敷の一部。地形もいろいろもう複雑やもん。

○委員（2番 内田 弘幸君） こん右側、山になっちゃるとは、これは。

○委員（14番 東 康敬君） 農地。

○委員（2番 内田 弘幸君） 農地ですよ。

○委員（14番 東 康敬君） これも管財人がまたこっちが変わってしまえば、恐らく何かの指南があるっちなかろうかいと思うわけですから。こげんところ行く者おらんでしょう。

○委員（2番 内田 弘幸君） こん建物は清水です。今は吉田海運になっている。

○委員（14番 東 康敬君） そして、今のこの5—2ちゅうのは、ちょっと高台ですもんね。（発言する者あり）でしょうね。恐らく、これを出しとるのは管財人が出しとっとやけ。だから、ここは誰もおらんわけですたい。ただ、再整備の中では、ここにもう家が建っちゃるけん、そういう打診があつとると思うとです。結構地形も複雑なんです。

○議長（馬場 保君） よかですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局、または皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 3 時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員